

# 長野市子どもの権利条例について

令和8年2月13日  
長野市こども未来部

**FEEL NAGANO,  
BE NATURAL**

この街で、わたしらしく生きる。長野市

**令和7年10月10日「長野市子どもの権利条例」施行**

広報ながの

# NAGANO

子どもたちが夢と希望を持てるまち。

長野市子どもの権利条例が

できました



FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

# 長野市子どもの権利条例ができました

～子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指します～

本市は、子どもが一人の人間として尊重され、社会の一員として重んじられながら、自らの可能性を伸ばし、未来に向かって健やかに育っていくことができるよう、子どもの権利を守り、大人が支える環境をつくるため、本条例を制定しました。

長野市子どもの権利条例  
詳細はこちらから



## POINT 01 子どもの権利ってなに？

全ての子どもがその命を守られ、健やかに、自分らしく、安心して過ごせるために必要なものです。子どもに関する取り組みは、以下の4つの原則を基本理念として行います。

- **子どもの最善の利益**  
(子どもにとって最もよいこと)
- **差別の禁止**  
(差別のないこと)
- **子どもの意見の尊重**  
(意見を表明し、参加できること)
- **生命、生存および発達に対する権利**  
(命を守られ成長できること)



## POINT 02 長野市における基本的な取り組み

### ● 意見表明と参加

- 子どもは、自分の意見などを伝えることができ、その意見は大切にされます。
- 子どもは、意見などを伝えたことで不利な扱いを受けません。
- 大人は、子どもの意見などを聴く機会を設け、その意見などを施策などに行き届くだけ反映させるよう努めます。

- **子どもの居場所づくり**
- **プライバシーの保護**
- **子どもの育ちへの支援**
- **子育て家庭への支援**
- **安心、安全な環境づくり**
- **虐待、いじめ、差別などへの取り組み**



## POINT 03 大人の責務および役割



### 市民

- 子どもに関する取り組みに協力する。



### 保育所や学校などの育ち学ぶ施設

- 子どもが学び、行動する力を身に付けるように支え、子どもの意見を尊重する。
- 子どもが他者を尊重し、豊かな人間性を身に付けることができるように支援する。
- 子どもが安心して過ごせるよう、子どもの課題に早期に気づき、支援する。



### 長野市

- 子どもに関する取り組みを推進する。
- 子育てに必要な支援を行う。
- 子どもの健やかな成長のため、保護者などの大人と協力する。



### 地域

- 子どもが安心して遊べる環境づくりをする。
- 保護者が安心して子育てをできるようにする。
- 子どもが多様な世代との交流やさまざまな体験ができる機会を提供する。



### 保護者

市は次の内容に取り組み、市民や関係者は次の内容に努めます。

- 子どもが健やかに育つ家庭環境づくりをする。
- 子どもの意見を尊重し、子どもが基本的な生活習慣や豊かな人間性・社会性を身に付けることができるようにする。



### 事業者

- 子どもが健やかに育つための取り組みに協力する。
- 仕事と子育てが両立できるように配慮する。



## POINT 04 子どものための相談窓口

子どもは、悩み事などを相談し、支援を受けることができます。

※ 困り事は相談しよう //

### こども総合支援センター「あのえっと」

「あのえっと」は、おおむね18歳までの子どもに関するワンストップの相談窓口です。相談の内容によっては、小・中学校、幼稚園、保育所、その他関係機関と連携し、対応します。

#### ● 電話で相談

TEL 0120-783-041  
〔月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）8:30～17:15〕

#### ● LINEで相談

市LINE公式アカウントを友だち登録後、「基本メニュー」の「子育て」から、24時間いつでも相談できます。  
※回答はおおむね翌開庁日（月～金曜日（祝休日を除く））

## POINT 05 子どもオンブズパーソン設置予定

今後、子どもの権利の侵害に關することなどの相談を受け、一緒に解決する方法を考える「子どもオンブズパーソン」を設置します。子どもに代わって調査や調整を行い、関係者に勧告や是正を要請します。



こども政策課  
TEL 224-6796 FAX 224-7648

# 条例の構成

前文

## 第1章 総則

### 目的(第1条)

子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指す

### 定義(第2条)

子ども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等、事業者

### 基本理念(第3条)

子どもの最善の利益

子どもの意見の尊重

差別の禁止

生命・生存および発達に対する権利

市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等、事業者の連携

## 第2章 責務及び役割

市(第4条)

保護者(第5条)

市民等(第6条)

育ち学ぶ施設(第7条)

地域団体等(第8条)

事業者(第9条)

### 第3章 基本的な取組

意見表明及び参加  
(第10条)

子どもの居場所づくり  
(第11条)

子どもの育ちへの支援  
(第12条)

安心・安全な環境づくり  
(第13条)

プライバシーの保護  
(第14条)

子育て家庭への支援  
(第15条)

虐待、いじめ、差別等への取組  
(第16条)

### 第4章 相談及び救済

相談等  
(第17条)

子どもオンブズ  
パーソンを設置(第18条)

オンブズパーソン  
の職務(第19条)

オンブズパーソン  
の職務の執行(第20条)

オンブズパーソンへの  
相談等(第21条)

オンブズパーソン  
の勧告等の尊重(第22条)

見守り等の支援  
(第23条)

公表  
(第24条)

### 第5章 施策の推進

国、県、関係機関等との連携  
(第25条)

子どもに関する計画の策定  
(第26条)

広報及び啓発  
(第27条)

財政上の措置  
(第28条)

### 第6章 雑則

委任(第29条)

### 附則

施行期日

## 条例の主な特徴

### 子どもの声を踏まえた条例

- ・小学1年生から17歳までの子どもへのアンケート調査や、小中学生・高校生を対象としたワークショップを実施し、権利の当事者である子どもたちの声を幅広くかつ丁寧に聴き取り
- ・アンケートやワークショップの中で聴かれた子どもたちの声を大切なキーワードとして整理した上で、条例の「基本的な取組」の内容等に反映

### 大人の責務や役割を規定

- ・子どもは、自立できるまでには配慮や保護が必要で、子ども自身では権利を守ることができないこともあることから、我々大人(市・保護者・市民等)の責務や役割を明記

### 子どもの「意見表明」を尊重

- ・子どもの権利に向き合う上では、子どもが社会の一員として自分の意見を自由に表明できることが最初に重要となることから、子どもの「意見表明及び参加」を基本的な取組の一つに掲げる
- ・大人が、子どもの意見を聴く機会の確保や意見等の反映及び参加に努めること、子どもの意見表明を受け止め、尊重していくとしていることなども明記

### 「子どもオンブズパーソン」の設置

- ・子どもの権利侵害から速やかな救済を図ることが重要であり、公的第三者機関として子どもの権利侵害に関する相談・救済等に取り組む「子どもオンブズパーソン」の設置や、その職務などについて規定

# 「子どもの権利」とは

子どもの権利に関わる国際社会や国の動き

## 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

- 1989年(平成元年) 国際連合で採択 → 1994年(平成6年) 日本が批准
- 子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約
- 18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認めている。
- おとなへと成長する過程において、子どもには年齢に応じた保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めている。

### ○4つの原則

#### 子どもの最善の利益

(子どもにとって最もよいこと)

子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考える。

#### 子どもの意見の尊重

(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

#### 差別の禁止

(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

#### 生命、生存および発達に対する権利

(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

## こども基本法・こども大綱

### 令和5年4月 こども基本法施行

- ・日本国憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、「こども施策」の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など社会全体で「こども施策」を推進することを目的とする

### 令和5年12月 こども大綱策定

- ・こども基本法に基づき、「こども施策」を総合的に推進するために定められたもの
- ・こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容を、子どもや子育て当事者、大人に対して広く周知し、社会全体で共有を図る、等の方針が示されている。

### ○こども基本法の基本理念

こども基本法の基本理念		子どもの権利条約の4原則
1	すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。	差別の禁止
2	すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。	生命、生存および発達に対する権利
3	年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。	子どもの意見の尊重
4	すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。	子どもの最善の利益
5	子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。	
6	家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。	

## 子どもの権利に関する条例、子どもの相談・救済機関

- 平成6年の子ども権利条約批准後、また、令和5年のこども基本法施行後、自治体では、条約や法の理念を踏まえ、子どもの権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的とした条例を制定している。

「子どもの権利保障をはかる総合的な条例」制定自治体数	81自治体
----------------------------	-------

- 多くの自治体において、子どもの権利侵害の救済や相談に関する規定を置き、子どもの権利侵害の救済や相談を行うための第三者機関として、権利救済委員会、権利擁護委員会、権利救済委員、権利擁護委員、子どもオンブズパーソン等の設置を規定している。

「子ども条例」に基づく子どもの相談・救済機関(公的第三者機関)設置自治体数	57自治体
---------------------------------------	-------

### 57自治体の主な分類

都道府県	5/47
政令指定都市	5/20
中核市	5/62
特別区	7/23
長野県内	松本市(平成25年6月) 長野県(平成27年4月)

出典：  
子どもの権利条約総合研究所作成資料  
(自治体数はいずれも令和7年4月時点)

# 当事者である子どもや保護者、関係者の声を 幅広く聴いた条例づくり

アンケート調査  
ワークショップ  
ヒアリング

## アンケート調査

### 質問項目

- 子ども 子どもの権利の認知状況、自分の意見・考えが大切にされているか、将来の夢や目標、落ち着く場所・安心できる場所、悩みごとや相談相手、相談しやすいと思う場所についてなど
- 保護者 子どもの権利条約の認知状況、子どもの権利は尊重されているか、保護者や大人が子どもの意見を聴いているか、子どもの悩みごとや相談相手、子どもが相談しやすいと思う場所についてなど

### 対象・回答率

子ども	対象	発送数	回答数	回答率
	小学1年生～小学3年生	750	414	55.2%
	小学4年生～小学6年生	750	367	48.9%
	中学1年生～17歳	1,500	624	41.6%
	計	3,000	1,405	46.8%

▶ 年齢区分に応じて表現を変えたりルビを振るなど工夫して質問を設定

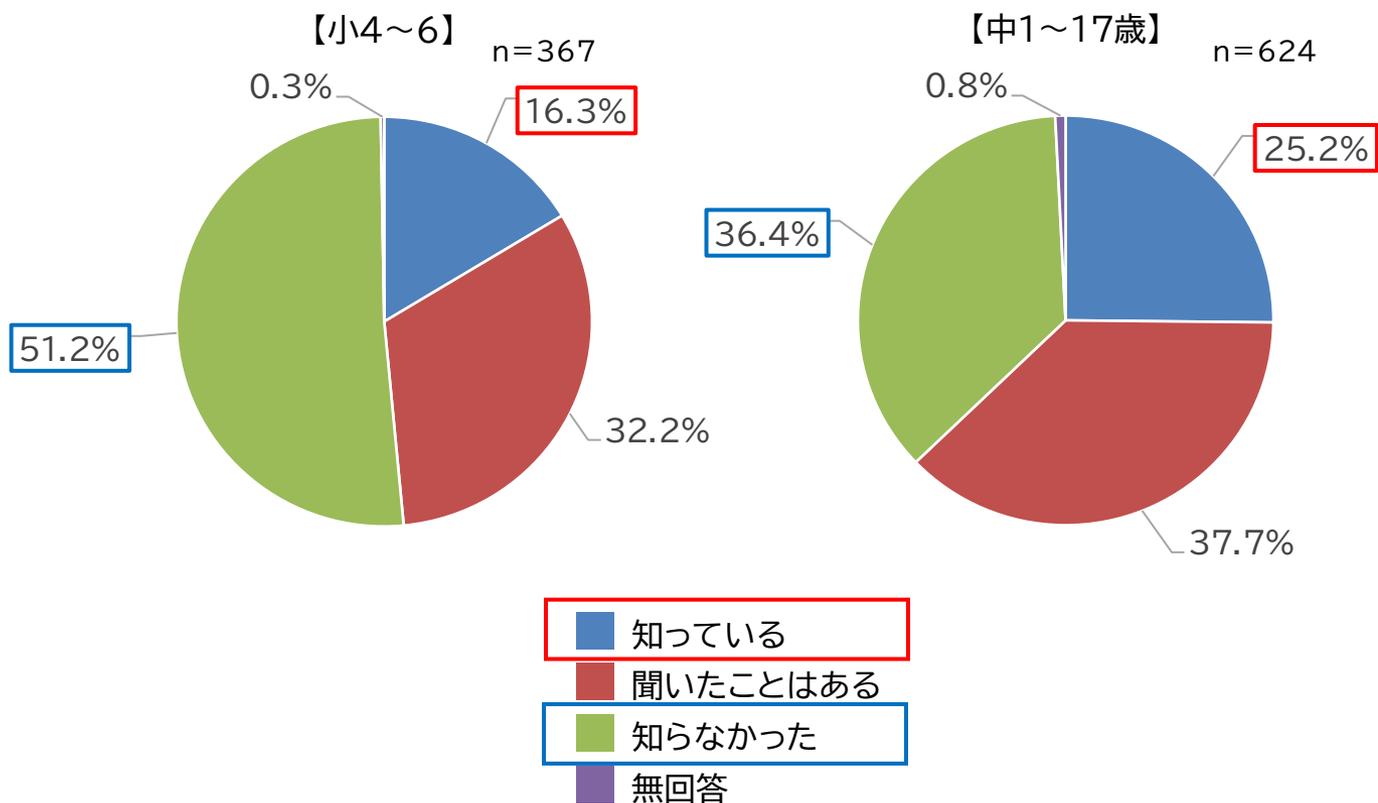
保護者	対象		配布数 (配信数)	回答数	回答率
	未就学児	幼稚園・保育園・認定こども園、こども広場	約780	286	36.7%※
	小学生	児童センター・子どもプラザ	463	177	38.2%
	計		約1,240	463	37.3%※

※ 未就学児は配布数が概数であるため参考値

## 調査結果(一部抜粋)

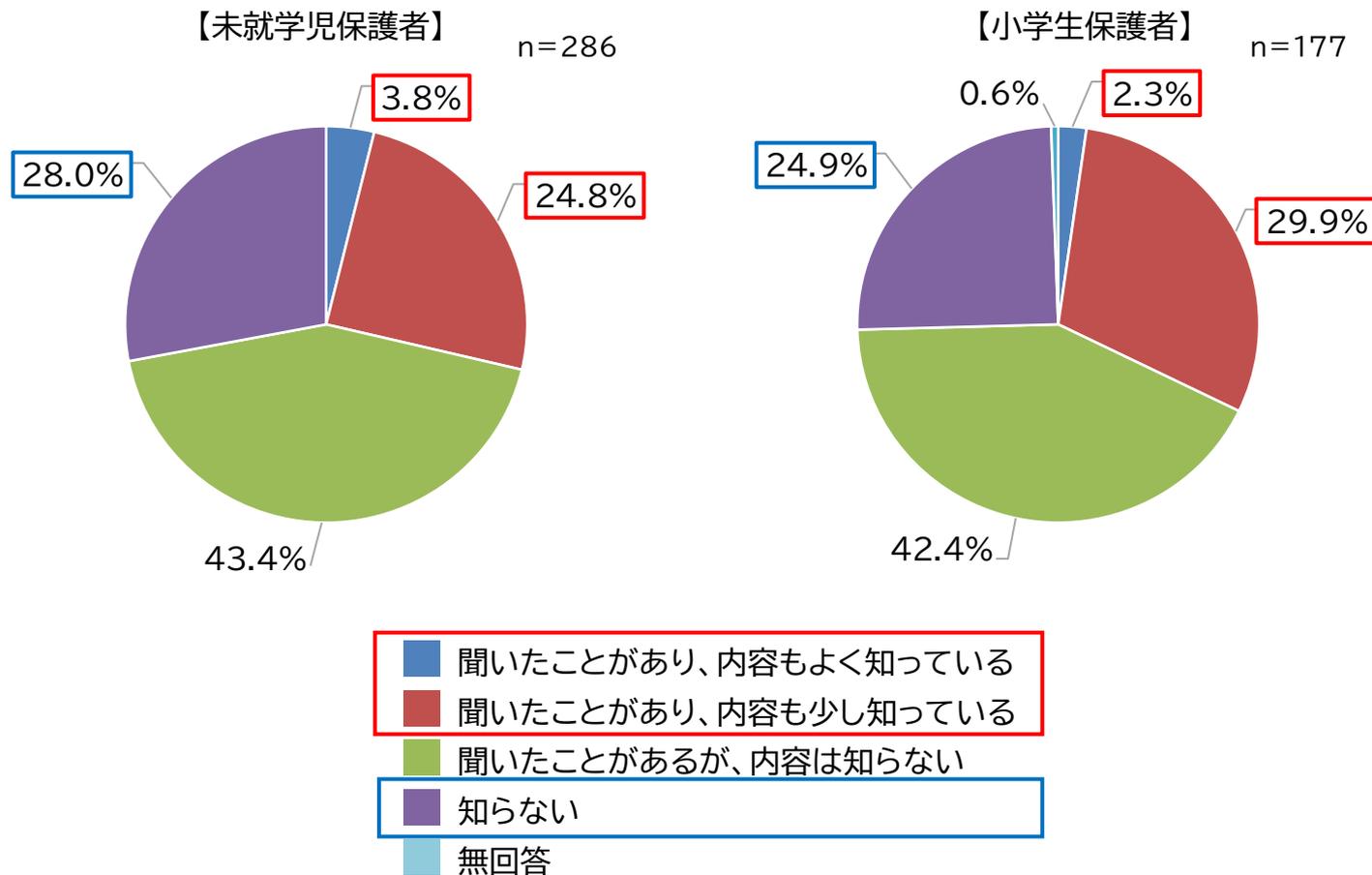
### ●「子どもの権利」を知っているか【子ども】

子どもの権利を「知っている」子どもの割合は、小4～6で16.3%、中1～17歳で25.2%、「知らなかった」割合は、小4～6で51.2%、中1～17歳で36.4%



## ● 「子どもの権利条約」を知っているか【保護者】

子どもの権利条約を「知っている」割合は、未就学児保護者で28.6%、小学生保護者で32.2%、  
「知らない」割合が未就学児保護者で28.0%、小学生保護者で24.9%



## ワークショップ

### 小学生

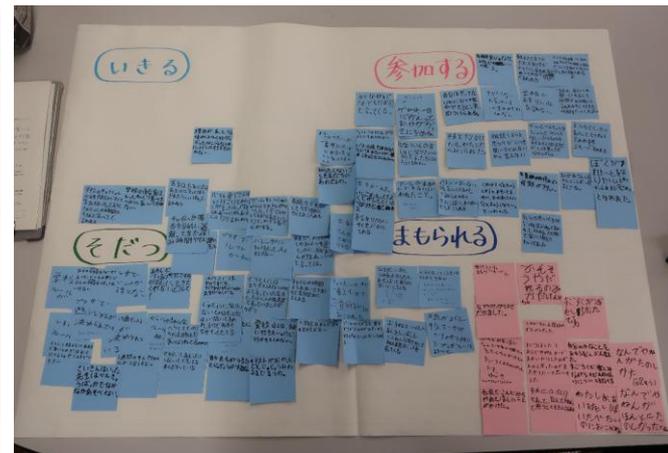
対象	学年	人数
小学生 (児童センター、子どもプラザ)	1～6年生	83人

### 実施方法

子どもの権利に関するすごろく※を使用し、「遊び」を通して権利について学び、自分の生活に結び付けて普段の生活で疑問に感じることを出し合う。

※「なんでやねん！すごろく」

「子どもの権利条約 関西ネットワーク」が子どもと一緒に作成した、子どもの権利条約を学べるすごろく

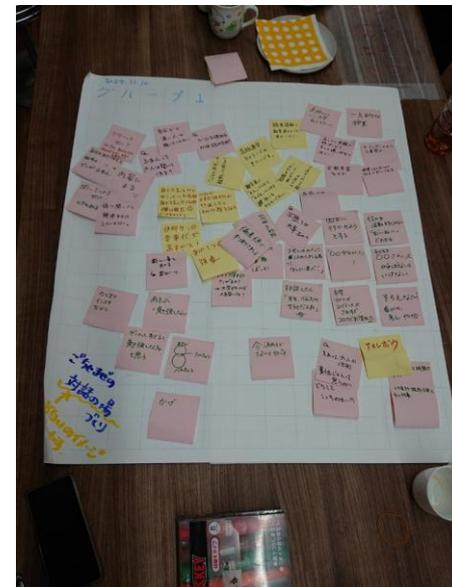


## 中学生・高校生

対象	学年	人数
中学生	3年生	71人
高校生	1～3年生	151人

### 実施方法(次のいずれかを実施)

- ・ 子どもの権利についての授業を踏まえ、子どもの権利についての意見・提案を発表する。
- ・ 子どもの権利条約の条項が書かれたカードや子どもの権利に関するすごろくを使用して権利について学び、疑問に思う事例の解消方法を考える。
- ・ 条約の条項のうち守られていないと思う権利について、どのようなしたらそれを解決できるか考える。
- ・ 哲学対話を通じて日常の中で感じる疑問について考え、権利とのつながりを考える。



## 中学生の意見

### 子どもの権利についての意見・提案

- ・いじめについて相談したいことがあっても、相談しづらい状況にある。いじめられている本人が言わないと、いじめが起きていることは分かってもらえない。
  - ・相談したことで大ごとになってほしくない。友人感覚で小規模なところで相談できるような相談先があるといい。
  - ・悩んでいる人は、相談していることを他人に見られたくなかったり、電話で相談しているところを親に聞かれたくない。
  - ・親と子の関わる時間を増やすために、職場での労働時間を工夫するよう要請するとか、親への配慮のようなことを言ってほしい。
  - ・公園の利用がルールによって制限されることで、子どもが様々な経験や体験をする場所が減っている。
  - ・子どもが遊べる屋内施設などを無償化してほしい。親の経済的負担を軽減できて、子どもはたくさん遊べてのびのびと過ごすことができればと思う。
  - ・いじめは、いじめられている人もだが、いじめている側のサポートを充実させてほしい。
  - ・昔から条例がある自治体のホームページは子どもには難しい表記をしているところが多いと感じるので、子ども向けの資料を掲載するなどしたホームページを作成してほしい。
- など

### 意見の中から出たキーワード

- 相談しやすさ
- 事業所の役割
- 地域の役割
- 居場所、経験・体験
- 子どもの育ち、健康
- いじめ・差別の防止
- 広報・啓発

など

## 高校生の意見

### 守られていないと思う権利、背景とその解決方法

- ・差別の禁止
  - 孤独になってしまう、知る権利が男女平等でない
  - ⇒いじめを見たら解決できる大人に言う、自我を持ち他人に流されない
- ・意見を表す権利
  - 全員の前では意見が言いづらい
  - ⇒友達の意見を尊重する
- ・プライバシー・名誉の保護
  - SNSを通じての誹謗中傷、個人情報の特定が絶えず、された側が傷つく
  - ⇒自分や人の個人情報をネットに載せない、SNS利用の知識を付ける、親と共有する
- ・休み、遊ぶ権利
  - 部活と課題が多すぎて自分の時間がない
  - ⇒休みを作ってほしいと訴える、やりたいことの優先順位をつける
- ・適切な情報の入手
  - フェイクニュースが増え正しい情報が入手できない
  - ⇒情報を鵜呑みにしない
- ・教育を受ける権利
  - 上の学校に進みたくてもみんなにそのチャンスがない
  - ⇒積極的に大人を頼る

など

### 意見の中から出たキーワード

- いじめ・差別の防止
- 意見の尊重、意見の表明
- 個人情報・プライバシーの保護
- 休む権利
- 正しい情報
- 教育を受ける権利
- 安全・安心な環境
- 子どもの育ち
- 教育の目的
- 大人の責務
- 虐待、暴力からの保護
- 障害

など

## ヒアリング

### ヒアリング先

区分	ヒアリング先
専門家 2者	医師(小児科医)
	弁護士
関係者 8団体	児童発達支援センター「にじいろキッズらいふ」
	NPO法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト
	長野市PTA連合会
	ブルースカイ(登校拒否を考える親と子の会)
	市立小学校(長野上水内校長会)
	長野市民生委員児童委員協議会児童母子(父子)福祉部会
	長野市美和荘
	松代福祉寮

### ヒアリング内容

業務や活動の中で接する子どもや保護者の状況、子どもの意見表明の機会や反映、関係機関や地域との連携の状況についてなど

## ヒアリングにおける意見(一部抜粋)

### 子どもの意見表明について

- 子どもが言えるようになるためには、親が聴けるようにならないといけない。一回でも否定されると次がない。
- 大人の役割は、子どもの意見に共感し、整理することができることである。

### 「子ども」、「家庭」、「大人」、「育ち学ぶ施設」について

- 大人の意識、地域の意識、学校などでの意識、子どもを取り巻く環境が変わらないと、子どもの権利を尊重した社会にはつながらないのではないか。
- 抱えている問題や悩みを誰に打ち明けていいのか分からない子どもが増えている。保護者も、ネット社会で、不正確で一時的な対応が示された情報に誤って振り回されている。

### 地域・社会について

- 子どもに無関心だと、子どもがうるさい存在になる。子どもに関係ない人、関心ない人が関わるようにしていけばよいのではないか。
- 家庭、地域の中での子どもの役割が減っていて、必要とされている存在であることを実感する機会が少ない。

### その他

- 子育て中の保護者が子育てで休みが取りづらいなど、企業の理解も必要である。
- 大切にされ、信頼され、心配され、期待される経験が必要である。
- 相手の立場とか、自分の言った言葉がどのように相手に受け取られるのかということを考えられるような子どもになってほしい。

## 長野市子どもの権利条例の内容

## 前文

子どもは、かけがえのない存在であり、一人ひとりが様々な個性や能力を持ち、夢や希望を抱き、未来への可能性が開かれている。

子どもは、いろいろな経験を重ね、多様な人々と関わる中で、豊かな人間性を育み、自分を大切に  
する心、他者を尊重する心や社会性を養い成長していく。また、保護者や多くの大人の愛情のもと  
で、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていくことができる。

子どもは、生まれながらに権利を持ち、その権利が大切にされる。また、独立した権利の主体であり、自ら成長していく力がある。大人は、子どもを信頼し、思いを受けとめるとともに、愛情を持って寄り添っていく必要がある。

子どもが一人の人間として尊重され、社会の一員として重んじられながら、自らの可能性を伸ばし、未来に向かって健やかに育っていくことができる社会であることは、時代を超えた願いでもある。

長野市は、豊かな自然が広がり、長い歴史と伝統に育まれた文化が培われてきた。また、冬季オリンピック・パラリンピックでは、子どもたちの参加促進が掲げられ、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めるなど、人とのつながりや多様な価値観を大切にしてきた。

そのような長野市において、日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約や子ども基本法の考えのもと、社会全体で子どもの成長を支え、子どもをパートナーとして、全ての子どもが将来にわたって幸せに生きていくことができるまちづくりを進めることを目指し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### 目的(第1条)

この条例は、子どもの権利を保障するための基本的な事項を定め、市の責務並びに保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者の役割を明らかにし、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指すことを目的とする。

### 定義(第2条)

#### 子ども

市内に居住し、通学し、又は通勤する18歳未満の者その他当該者と等しく権利を保障されることが適当と認められる者をいう。

#### 保護者

親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に養育するものをいう。

#### 市民等

市内に居住し、通勤し、又は通学する者(子どもを除く)をいう。

#### 育ち学ぶ施設

保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、及び学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、又は利用する施設をいう。

#### 地域団体等

住民主体の自治組織、市内において子どもが育ち、及び学ぶための活動を行う団体等をいう。

#### 事業者

市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

## 基本理念(第3条)

①子どもに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- ・子どもに関することが決められ、及び行われるときにおいて、子どもの最善の利益が優先され、及び考慮されること。【子どもの最善の利益(最もよいこと)】
- ・子ども自身が自分の意見等を自由に表明することができ、その意見等が、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、十分に尊重されること。【子どもの意見の尊重】
- ・子どもが生まれ育った環境、人種、国籍、性別、障害の有無等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないこと。【差別の禁止】
- ・子どもの命が守られ、安全及び安心な環境のもと、その能力を十分に伸ばして成長することができるよう、医療、教育及び生活の支援を受けられるようにすること。【生命・生存及び発達に対する権利】

②子どもに関する取組は、市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者がそれぞれの責務及び役割を果たすとともに、相互に連携して継続的に行うものとする。

## 第2章 責務及び役割

### 市の責務(第4条)

- ・市は、子どもに関する施策を推進することにより、子どもが幸せな状態で生きていくことができるまちの実現に向けた取組を行うものとする。
- ・市は、子どもの健やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組むことができるよう、必要な支援を行うものとする。
- ・市は、子どもが健やかに成長することができるよう、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者と連携するとともに、その活動を支援するものとする。

### 保護者の役割(第5条)

- ・保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを認識し、子どもの権利を保障するよう努めるものとする。
- ・保護者は、必要な支援を得ながら、子どもが心身ともに安らかで健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。
- ・保護者は、子どもの意見等を尊重し、子どもが自分を大切にできる気持ちを育むとともに、子どもの成長及び発達の程度に応じ、基本的な生活習慣、他者を尊重する心、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう努めるものとする。

### 市民等の役割(第6条)

- ・市民等は、子どもの権利の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子どもに関する取組に協力するよう努めるものとする。

## 育ち学ぶ施設の役割 (第7条)

(保育所、学校、児童養護施設など)

- ・育ち学ぶ施設は、子どもの成長及び発達に応じて、子どもが主体的に考え、学び、及び行動する力を身に付けることができるよう支え、子どもの意見等を尊重し、子どもの権利を保障するよう努めるものとする。
- ・育ち学ぶ施設は、子どもが集団生活等を通じ、他者を尊重する心、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。
- ・育ち学ぶ施設は、子どもが安心して過ごすことができるよう、施設等における子どもの安全を確保するとともに、子どもに関する課題に早期に気付き、関係機関と連携し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

## 地域団体等の役割 (第8条)

- ・地域団体等は、それぞれの地域が子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、子どもの権利の保障及び子どもが安全に安心して遊び、又は学ぶことができる良好な環境づくりに努めるものとする。
- ・地域団体等は、市民等相互の交流、見守り活動等を通じて、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てをすることができる地域づくりに努めるものとする。
- ・地域団体等は、それぞれの地域における取組において、子どもが子ども同士若しくは多様な世代との交流又は様々な体験をする機会を提供し、子どもが主体的に活動できるための必要な支援を行うよう努めるものとする。

## 事業者の役割(第9条)

- ・事業者は、市、育ち学ぶ施設、地域団体等その他の者が行う子どもが健やかに育つための取組に協力するよう努めるものとする。
- ・事業者は、雇用する労働者が子どもと過ごす時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立を可能とすることができるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

## 第3章 基本的な取組

### 意見表明及び参加 (第10条)

- ・子どもは、社会の一員として自分の意見等を表明することができ、それが尊重されるものとする。
- ・子どもは、自分の意見等を表明したことによる不利益を受けないものとする。
- ・市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設及び地域団体等は、その活動において、子どもの意見等を聴く機会を確保し、その意見等を反映させ、及び子どもが参加しやすい活動となるよう努めるものとする。
- ・市、保護者、育ち学ぶ施設及び地域団体等は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めるものとする。
- ・市、保護者、育ち学ぶ施設及び地域団体等は、子どもの意見等の表明及び社会への参加を促進するため、子どもがその大切さ及び方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとする。
- ・市、保護者、育ち学ぶ施設及び地域団体等は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するよう努めるものとする。

### 子どもの居場所 づくり(第11条)

- ・市、育ち学ぶ施設及び地域団体等は、子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとする。
- ・市は、子どもの居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設及び地域団体等と連携し、その支援に努めるものとする。

### 子どもの育ちへの 支援(第12条)

- ・市は、子どもの学ぶ意欲を尊重し、保護者、育ち学ぶ施設及び地域団体等と連携して子どもが多様で豊かな体験をすることができる場及び機会の提供に努めるものとする。

### 安心・安全な環境づくり (第13条)

- ・市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るよう努めるものとする。

### プライバシーの保護 (第14条)

- ・市、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者は、法令等に基づき、その活動において子どものプライバシーが保護されるよう必要な措置を講ずるものとする。

### 子育て家庭への支援 (第15条)

- ・市、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、保護者に対し必要な支援を行うとともに、子育てしやすい環境づくりに努めるものとする。
- ・市は、保護者、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者と連携し、様々な状況にある子育て家庭に対し、その環境に応じ、子どもが安心して生活することができるための支援を行うものとする。
- ・市は、子育て家庭に対し、子どもの養育に関する情報を提供するものとする。

### 虐待、いじめ、差別等への取組(第16条)

- ・市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者は、日頃から子どもの意見等に耳を傾け、子どもに寄り添い、並びに子どもへの虐待、いじめ、差別等を予防し、及び早期に発見できるよう努めるものとする。
- ・市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者は、虐待、いじめ、差別等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と連携して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

## 第4章 相談及び救済

### 相談等(第17条)

- ・子どもは、悩んでいること、困っていること等を相談し、支援を受けることができる。
- ・市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設及び地域団体等は、子どもが悩んでいること、困っていること等について、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。
- ・市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設及び地域団体等は、子どもから受けた相談の内容について、秘密を守り、子どもの意思を尊重するものとする。
- ・市は、相談内容に対し、関係機関と連携し、速やかに対応するとともに、救済を図るために相談者に対し必要な支援を行うものとする。
- ・市は、市及び関係機関の相談窓口の周知を行うものとする。

### 長野市子どもオンブズパーソンの設置(第18条)

- ・子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、市長の附属機関として、長野市子どもオンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」)を設置する。
- ・オンブズパーソンの定数は、3人以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- ・オンブズパーソンの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のオンブズパーソンの任期は、前任者の残任期間とする。
- ・市長は、オンブズパーソンが心身の故障のために職務を行うことができないと認める場合又はオンブズパーソンに職務上の義務違反その他オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認める場合には、その職を解くことができる。
- ・オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## オンブズパーソンの 職務(第19条)

- ・オンブズパーソンの職務は、次のとおりとする。
- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てを受けたときその他子どもの権利の救済の必要があると認める場合において、次に掲げる事項を行うこと。
  - ア 子どもの権利の救済のために必要な調査及び調整
  - イ 調査等の結果に基づく市の機関に対する勧告
  - ウ 調査等の結果に基づく市の機関以外の者に対する是正要請
  - エ 調査等の結果に基づく市の機関等に対する意見表明
- (3) 勧告、是正要請及び意見表明(以下「勧告等」)を受けてとられた措置の報告を求め、及びその状況を確認すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

## オンブズパーソンの 職務の執行(第20条)

- ・オンブズパーソンは、公正かつ公平にその職務を行わなければならない。
- ・オンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行うものとする。ただし、勧告等を行う場合その他必要と認める場合には、合議を行うものとする。
- ・オンブズパーソンは、自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができない。
- ・市は、オンブズパーソンの独立性及び公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な支援を行うものとする。
- ・保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者は、子どもがオンブズパーソンに相談等をしやすい環境の整備に努めるとともに、オンブズパーソンの職務の執行に協力するよう努めるものとする。

### オンブズパーソンへの 相談等(第21条)

- ・子ども及びその関係者は、オンブズパーソンに子どもの権利の侵害について必要な相談又は申立てを行うことができる。

### オンブズパーソンの 勧告等の尊重(第22条)

- ・オンブズパーソンから勧告等を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を行うよう努めるものとする。
- ・市の機関は、前項の措置を行ったときは、その内容をオンブズパーソンに報告するものとする。ただし、措置を行うことができないときは、理由を付けてその旨をオンブズパーソンに報告するものとする。

### 見守り等の支援(第23条)

- ・オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害を救済するための勧告等を行った後も、必要に応じ、市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者と連携し、子どもの見守り等の支援を行うものとする。

### 公表(第24条)

- ・オンブズパーソンは、必要と認めるときは、子どもの権利の侵害を救済するための勧告等及びこれらに対する措置の報告等の内容を公表することができる。
- ・オンブズパーソンは、毎年その活動状況を市長に報告するとともに、公表するものとする。

## 第5章 施策の推進

### 国、県、関係機関等との 連携(第25条)

- ・市は、全ての子どもへの健やかな成長のため、国、県、関係機関、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者と連携して、子どもに関する施策を推進するものとする。

### 子どもに関する計画の 策定(第26条)

- ・市は、子どもに関する施策を推進するため、こども基本法第10条第2項に規定する計画(「こども計画」)を策定するものとする。
- ・市は、こども計画を定める際は、子ども及び市民等の意見等を反映させるよう努めるものとする。
- ・市は、こども計画を定めた後は、速やかにこれを公表し、広めていくものとする。
- ・市は、こども計画に基づく施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

### 広報及び啓発(第27条)

- ・市は、この条例について、子ども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

### 財政上の措置(第28条)

- ・市は、子どもに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第6章 雑則

### 委任(第29条)

- ・この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附則

### 施行期日

- ・この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条から第24条までの規定※は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

※長野市子どもオンブズパーソンの設置、職務等

# 子どもオンブズパーソン

## 長野市子どもオンブズパーソン(条例第18条~24条)

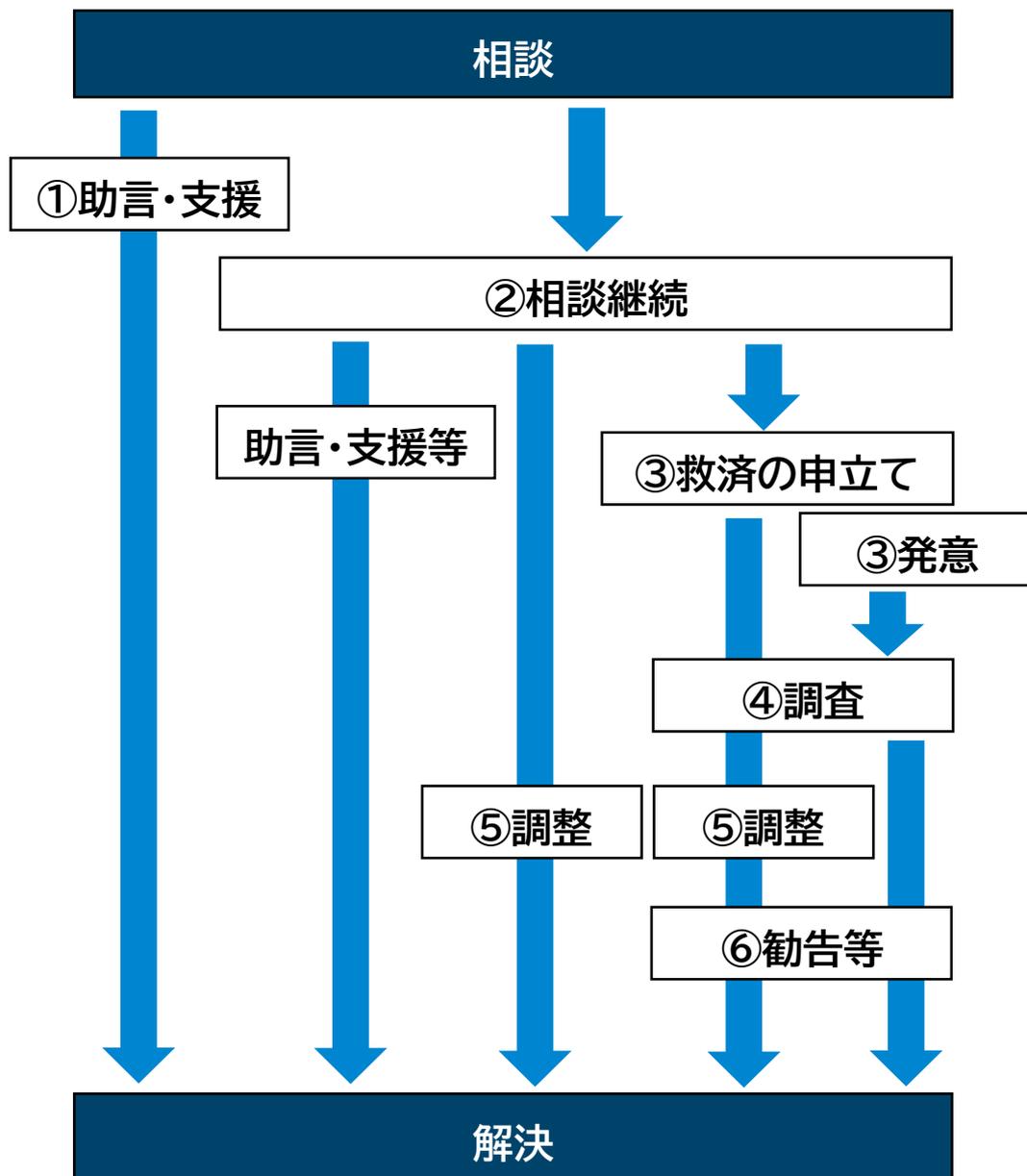
子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、市長の附属機関として、長野市子どもオンブズパーソンを設置する。

- 子どもの権利侵害に関する相談に応じ、救済に向けた取組、子どもの権利に関する普及啓発等を行う。
- 人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。定数は3人以内。
- 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 公正かつ公平に職務を行わなければならない。
- それぞれ独立して職務を行う。勧告、是正要請等を行う場合などは合議を行う。
- 市は、オンブズパーソンの独立性及び公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な支援を行う。

### 他自治体の子どもオンブズパーソンの職種・専門性の例

- ・弁護士
- ・大学教員
- ・公認心理師、臨床心理士
- ・社会福祉士
- ・児童福祉や子ども家庭福祉領域に精通した者(元児童相談所長等)
- ・NPO経験者

## 子どもオンブズパーソンによる相談・救済の流れ



①相談に対応し、**助言・支援**を行う。

②相談内容により相談を継続し、解決に向けた**助言・支援**、関係機関への協力依頼等を行う。

③相談で解決しない場合、**救済の申立て**により、関係者等への調査を行う。  
必要があると認めた場合、オンブズパーソンは自己の**発意**により調査を行う。

④関係者等に説明や資料の提出を求め、事実関係の確認などの**調査**を行う。

⑤必要に応じ、オンブズパーソンが相談者や関係者等との間に入り、**調整**を行う。

⑥調査等の結果に基づき、**勧告**、**是正要請**、**意見表明**を行う

## 条例施行後の取組

## 条例や子どもの権利についての広報・啓発

### ○市民への広報・啓発

- ・ホームページ、LINE、X、ながのプラス
- ・行政情報モニター、NHKお知らせ放送、INCデータ放送、FMぜんこうじ「長野市広報～ふれ愛ガイド」
- ・広報ながのR7.12月号
- ・子ども・子育てフェスティバルなどのイベントでのチラシ配布
- ・民生児童委員、商工団体、子育て支援に関わる団体等への説明 ※順次実施

### ○子どもへの広報・啓発

- ・子ども向けのリーフレット作成・配布(小学校低学年、高学年、中高生) ※今後実施

### ➡ 広報や啓発は継続的に行うことが重要

子どもや保護者、市民が条例を身近なものに感じられるよう、  
今後も**様々な機会をとらえながら広報・啓発活動に取り組む**

令和7年10月 **長野市**  
**子どもの権利条例が制定されました**

**子どもの権利とは？**  
子どもが、その命を守られ、健やかに、自分らしく、安心して過ごせるために必要なものです。子ども一人ひとりが生まれたときから持ち、一人の人間として大切にされます。

**4つの原則**

- ★子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
- ★子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)
- ★差別の禁止(差別のないこと)
- ★生命、生存および発達に対する権利(命を守られ成長できること)

**子どもの権利条例とは？**  
全ての子どもが将来にわたって幸せに生きていくことができるまちづくりを進めることを目指し、社会全体の役割や責務、子どもに関する取組の考え方、子どもの権利に関する相談や救済の体制等を定めています。

長野市子どもの権利条例・長野市公式ホームページ➡

お問い合わせ 長野市子ども未来部 子ども政策課 〒380-8512 長野市大字鶴賀町1613番地  
TEL.026-224-6796 FAX.026-224-7648 E:ko-seisaku@city.nagano.lg.jp

## 子どもの権利侵害に係る相談体制の整備

(条例の附則で公布から1年以内に施行するとしている長野市子どもオンブズパーソンに関して)

○子どもオンブズパーソンの選任・委嘱

○子どもオンブズパーソンを補佐する子ども相談・調査員の配置

○条例施行規則の制定

- ・子どもオンブズパーソンの活動に関する事項
- ・子ども相談・調査員の設置について
- ・その他

➡ **子どもの権利侵害についての相談窓口などの体制整備を進める**

子どもの最善の利益を第一に考え、  
子どもが将来にわたって夢や希望を持てる  
まちの実現を目指して

